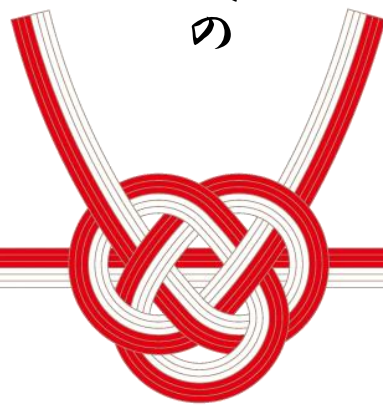




パートナーシップ制度の  
手引書



兵庫県三木市

# ～だれもが自分らしく暮らせるまちをめざして～

三木市では令和6年4月1日に三木市パートナーシップ制度を導入しました。

互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティのお二人や、何らかの理由で婚姻届けを出さない又は出せない事実婚の関係にあるお二人に、「パートナーシップ届出受理証明書」を交付する制度です。

受理証明書にはお二人の他、いずれかの子どもや親などを記名することが可能で、提示することにより家族として様々な行政サービスを受けていただくことが可能になります。

## 届出できる人

次のすべての項目に該当する方

- ① 民法に規定する成人（18歳以上）である
  - ② いずれか一方、又は双方が三木市内に住所を有する  
(または転入を予定している)
  - ③ 民法上の配偶者がいない
  - ④ ほかに人とパートナーシップ関係にない
  - ⑤ 双方が民法第734条から第736条により婚姻ができない関係でない
- ※届出者と生計を一にする子（養子を含む）や親などを近親者として届出できます



## 届出の流れ

カードの提示を受けた皆様へ  
このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係にある旨の届出を本市が受理したことを証明するものです。提示を受けた方はその趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、個人情報をお客の同意なくお出ししないでください。

(通称名を記載している場合の戸籍上の氏名)  
【本人】 \_\_\_\_\_ 【パートナー】 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
【特記事項】 \_\_\_\_\_

三木市市民生活部人権推進課 電話 \_\_\_\_\_

パートナーシップ制度届出受理証明書  
三木市パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 \_\_\_\_\_ 【パートナー】 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (年 月 日生) 氏名 \_\_\_\_\_ (年 月 日生)  
届出日 令和 年 月 日 交付番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 年 月 日 印  
三木市長 仲田 一彦

- ① 必要書類を揃えて届出  
(電子申請サービス、郵送又は持参のいずれか)  
※届出または交付時のどちらかに原則お二人でお越しいただきます。
- ② 書類確認  
※書類確認には数日のお時間をいただきます。
- ③ 受理
- ④ 届出受理証明書交付



## 届出先

三木市男女共同参画センター（愛称：こらぼーよ）

〒673-0433 兵庫県三木市福井 1933-12（教育センター3階）

※平日9時から17時（土、日、祝日、年末年始はお休みです）

※申請様式は男女共同参画センター窓口で受け取り、もしくはインターネットでダウンロードしてください。



ダウンロードはこちら

## 届出に必要な書類

- ① パートナーシップ制度届出書（様式第 1 号）
  - ② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書  
※三木市への転入予定者は、転出先に三木市内が記載された転出証明書の写し
  - ③ 戸籍抄本または独身証明書  
（その他の婚姻していないことを証明する書類）  
※外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書
  - ④ 本人確認書類  
（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）
  - ⑤ 通称名の記載を希望される方は、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類  
※住所、通称名が記載された郵便物、社員証（顔写真付き）など
- ※ ②と③は 3 か月以内に発行されたものに限りませう。
- ※ 近親者を届け出る場合は⑥から⑧
- ⑥ パートナーシップ制度届出受理証明書に係る近親者等に関する届出書（様式第 3 号）
  - ⑦ 近親者との関係性を確認できる書類（戸籍謄本など）
  - ⑧ 近親者が 15 歳以上の場合は、近親者等の氏名等の記載に関する同意書（様式第 4 号）

## パートナーシップ制度を届出することにより、 利用可能となる主な行政サービス

三木市役所の各担当課までお問合せください

TEL：0794-82-2000（代表）

- ① 公営住宅の入居申請（建築住宅課）
- ② 公立保育所・認定こども園等で家族同様に送迎が可能（教育・保育課）
- ③ 住民票の続柄で「縁故者」を選択可能（市民課）
- ④ トカイナカ三木☆新生活応援事業の申請（縁結び課）  
※三木で新生活を始める若者世帯に最大 100 万円の助成金！  
※パートナーシップ制度届出受理証明書を受けられた方も要件を満たせば申請できます。
- ⑤ 災害見舞金の申請（危機管理課）
- ⑥ 犯罪被害者等見舞金の申請（生活安全課）

トカイナカ三木  
詳しくはコチラ



※今後サービスを拡充していく予定としていませう。

※民営の医療機関や施設についてはご協力いただけるよう市より  
依頼しておりますが、対応可能な施設等の詳細は人権推進課  
（総合隣保館内TEL:0794-82-8388）までお問合せください。





## パートナーシップ制度自治体間連携について

三木市は、兵庫県・大阪府・京都府内の自治体で設立された「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に参加しています。

パートナーシップ制度を利用されている方が連携自治体間で転入・転出をする場合、提出書類を一部省略できます。

現在パートナーシップ制度を利用されている方で、連携自治体から三木市へ転入された方は、次の書類を添えて、届出してください。

- ① パートナーシップ制度に係る継続申請書（様式第 11 号）
- ② 加入自治体が交付した受領証等
- ③ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3 か月以内に発行されたものに限る）

※参加自治体については、兵庫県のホームページをご確認ください。

兵庫県のホームページはこちら→



## 受理証明書の返還について

次の場合はパートナーシップ制度届出受理証明書返還届出書（様式第 7 号）を添えて返還してください。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② 双方が三木市外に転出した場合  
※転出先の自治体でパートナーシップ制度に係る継続申請書（様式第 11 号）を提出する場合を除く
- ③ 一方、又は双方が届出書の要件を満たさなくなった場合

## 多様な性に関する悩み事や制度に関する問合せ先

人権推進課

〒673-0501 三木市志染町吉田 823（総合隣保館内）

TEL：0794-82-8388 FAX：0794-82-8658

※三木市パートナーシップ制度の  
ホームページはこちら⇒

